

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年7月11日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称) 犬蔵三丁目マンション計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

| | | |
|--------------|---------------|--|
| 指定開発行為の基本的事項 | 指定開発行為者 | 相鉄不動産株式会社 横浜市西区北幸二丁目9番14号 取締役社長 久保田 豊 |
| | 指定開発行為の名称 | (仮称) 犬蔵三丁目マンション計画 |
| | 指定開発行為の種類 | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第3種行為) |
| | 指定開発行為を実施する区域 | 川崎市宮前区犬蔵三丁目1283-4ほか (区域面積: 17,336㎡) |
| | 指定開発行為の目的 | 共同住宅の建設 |
| | 指定開発行為の内容 | 延べ面積: 約 35,524 ㎡、高さ: 19.97m、計画戸数: 382 戸、計画人口: 1,160 人 |
| | 指定開発行為の施行期間 | 着手予定: 平成21年5月 完了予定: 平成22年7月 |
| 縦覧のお知らせ | 縦覧期間及び時間 | 期間: 平成20年7月11日(金)から 平成20年8月25日(月)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。) 時間 川崎市: 午前8時30分から午後5時まで 横浜市: 午前8時45分から午後5時15分まで |
| | 縦覧場所 | 川崎市: 宮前区役所、向丘出張所及び本庁(環境局環境評価室) 横浜市: 青葉区役所及び環境創造局環境影響評価課 |
| | 意見書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成20年8月25日(月) (郵送の場合は、平成20年8月25日消印有効) 提出先: 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 |
| | 問合わせ先 | 川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm |